

発行所(郵便番号100)
 東京都千代田区丸の内2-4-1
 丸の内ビルディング781号室
 社団法人スウェーデン社会研究所
 Tel (212) 4007・1447
 編集責任者 高須裕三
 印刷所 関東図書株式会社
 定価150円(年間購読料式千円)
 1976年6月25日発行
 第8巻第6号
 (毎月1回25日発行)
 昭和44年12月23日第3種郵便物認可

スウェーデン社会研究月報

Bulletin Vol. 8 No. 6

Japanska Institutet För Svensk Samhällsforskning
 (The Japanese Institute for Social Studies on Sweden)
 Marunouchi-Bldg., No. 781. Marunouchi, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan



カール16世グスタフ スウェーデン国王御結婚

On the Occasion of the Royal Marriage in Sweden, we would like to express our respectful and heartfelt congratulations.

カール16世グスタフ・スウェーデン国王とシルビア・ゾンマーラート嬢との結婚式が、6月19日、ストックホルムの大教会においておごそかに行なわれました。大教会の式場には、1,200名を超える各国王族などが列席したほか、式場の外の沿道も市民で埋まり、盛大華麗を極めたとのことでした。

私たちも心より祝意を表し、今後末永いご多幸をお祈りする次第であります。

消費協同組合の研究シリーズ(2)

スウェーデン協同組合の理念 —「本質的・現代化」政策の推進—

The Fundamental Principles of Swedish Co-operative Movements
—the Promotion of Post-Modernization Policy—

常務理事 日本大学教授 高須裕三

Managing Director, Prof. Yuzo Takasu

こんにち70年代の世界的不況に基いて、中央・地方の政府予算の余裕が乏しくなり、他方では社会保障制度の充実による自然増経費増大という硬直的傾向が増加し、また老人人口比率増大の傾向もあり、「福祉政策」が「危機」に陥っていることは、先進諸国に共通の現象であるが、ことにわが国においては、経済面においても、福祉面にお

№6 目次

スウェーデンの消費協同組合研究シリーズ(2)	
スウェーデンの協同組合の理念…高須 裕三…	1
スウェーデンの協同組合法…福田 雅一…	4
研究会報告…	10
スウェーデンの社会・経済ニュース…	11

いても、いわば「底の浅さ」とでもいうべき構造上の欠陥が自覚されて、その「危機感」も一入の感があるのである。

かくて「福祉の哲学」が再認識・再検討される機運となってきた。そのときに当って、「スウェーデン協同組合の理念」が探求されることは、まことに適切である。ことに今日、最も要請される福祉政策のキイ・ポイントは、いかにしてインフレの荒波を抑制しつつ同時に福祉を実現するか、という課題であり、それに答える基本線は、「スウェーデン協同組合の理念」と「その実際」との研究なのである。

この基本線を日本に適用しうるならば、日本の経済や福祉における構造上の「底の浅さ」を克服する可能性が得られるものと思われる。

1. スウェーデン社会・経済政策の特徴

——「本質的・現代化」の推進——

世界史の展開を、古代・中世・近代・現代の四段階に分けると、今日は、「近代」がすでに午後3時か4時の斜陽の運勢となり、種々の末期的弊害現象を露呈し（その代表的なものはインフレと公害と、そして精神的連帯感の欠如と）、他方ではそれを克服すべき「現代化」の線がすでに幾条か派生して、つぎの時代への移行が始まっている過渡期と見られよう。「社会政策」の本質を理解するためには、これを上記のような歴史の段階の中に位置づけて考察することが必要となる。

世界史の「近代」という時期は、1760年代に始まるイギリス産業革命を起点とし、1776年のアメリカ独立宣言、1789年のフランス大革命・人権宣言などを織りこんで、18世紀後半を躍動の時期とし、さらに引き続いて、19世紀は、自由・平等という理念の面でも、経済生産という物資の面でも、大衆の参加という民主政治の面でも、急速に成績上昇のカーブを描いていった。

「近代」はその特徴として、精神的には個人主義、政治的には国家主義、経済的には資本主義を掲げ、その総合として「富国強兵」をスローガンとして打出した。

とくに近代の工業の燃料としての石炭が、運搬船により港湾都市に陸揚げされるという性質に基いて、都市への人口集中、大都市化を展開し、企業の大規模化への道が進められていった。

歴史上のいかなる時代について見ても、その上

昇期には長所が表面に出て、短所がその蔭にかくれているが、時代の命運がその頂上に達する頃には、短所も顕在化して、長所・短所の火花が散り、やがてその時代の勢運は下降し始める。たとえば19世紀末には、欧州では不況が波状的に襲来し、労働者の貧困が社会問題として重大となり、また国際的には帝国主義戦争の暗雲が立ちこめた。

こういう「近代」の病状に対して、「近代」の手段で対症療法を施して、その悪化を喰い止めるのも一法である。たとえば、労働者の貧困に対しては、賃金増額によってそれを一時的には救う。「かね」で決済するのは近代の生活の基本線ゆえ、近代のマイナスに対する近代社会の中でのやりくり療法である。それは「近代」に現れた社会政策の第1弾であった。

けれどもこういう膏藥療法では、その場しのぎであって、体質から健康化することにはならない。また他方、近代の特徴としての「自由・平等」の自覚は、「労働の商品化」を生じている近代資本主義の仕組みそのものに批判を向ける。

その線で現れた改革思想の一つがマルキシズムであるが、マルキシズムは、「近代」における最強の力としての「資本」を、資本家個人が私有するゆえに万般の弊害が起るとみなし、資本を社会に引渡すことを要求する。すなわち、社会の中での最強の機能集団たる国家に「資本」を移すべし、と主張する。そして物的生産力の発展を社会展開の基本線とするマルキシズムは、同時に物的生産力の発展こそ社会問題解決の決め手であると考え、工業の大規模化政策を推進しようとする。

それゆえ、労働者にとっては、「搾取する」資本家に代わって、ノルマを課する「独裁」国家が資本所有者として立ち現れたことになるわけであり、またそういう国家が、大規模な重化学工業化を推進する線でも、依然として「近代」の線の強化に変わりはない。

すなわち「資本個人主義」としての自由資本主義に対し、マルキシズムは「資本国家主義」として現れたものである。個人私有から国家公所有へ、と横すべりの差はあるにしても、双方とも「近代」の長男と次男との関係で、たとい次男が長男を批判するとしても、両者ともに「近代」の傘の下にいる「近代」の子であることに変わりはなく、依然として「近代」を超克する者とはなりえない。それならばマルキシズムは、近代に内在する体質

的病弊（たとえば工業化の推進による「公害」の発生とか、生産力至上主義による国民福祉の抑制とか）を根治できるものでもないわけである。

かくて「近代」の宿弊を脱却する道は、「近代」を卒業して「現代化」社会創造の線を、螺旋状にUターンして形成していく以外にありえない。それが資本主義をもマルキシズムをも超克するものとしての「スウェーデン福祉政策」の基本線である。それは「本質的社会政策」であるといえよう。

ここで「本質的社会政策」というのは、「現象的社会政策」に対するものであり、前者は「現代的社会政策」の主流、後者は「近代的社会政策」の主流といえよう。すなわち「近代社会」の社会問題として起ってくる貧困や失業に対し、近代社会の運営の仕方としての「金銭による決済」で、手当を支給する施策は、膏藥を患部にはるように現象を治すのにとどまり、体質から健康にして治癒させる政策ではない。

スウェーデン社会政策の特徴として、他国のそれと識別される顕著な線は、もとより現象的施策もするが、併せて本質的政策の線が顕著なことである。たとえば、近代の都市化の線を螺旋状にUターンさせる人口の地方分散化政策、近代の生活態度としての個人主義化を同じく止揚する協同組合組織、近代国家の官僚政治から市民を守るべきオンブズマン制度、などに「本質的」社会政策を見てとることができる。

さらに、70年代に入ってからの最新のスウェーデンの社会政策として、個人中心主義から環境中心主義への推移の基本線がある。それは早くから協同組合の地域組織形成にも現れていた線でもあるが、70年代に入って国および地域社会の「公害」予防措置、また職場環境の人間化政策に具体化されている。（そしてそれらのいずれもが、わが国にとって吸収されるべき幾多の価値を蔵していると思われる。）

2. 協同組合政策

——消費・住宅・田舎別荘——

以上の論述のように、スウェーデンは世界史の動向を的確に把握し、諸国に先駆けて、経済・政治・法律・社会の諸局面にわたって福祉国家ないしは福祉社会への道を着実に歩んできた。（このスウェーデンの動向を、いち早く1936年に解説、出版したM. W. Childsの“Sweden; the Middle

Way”は、スウェーデン社会政策に関する古典的名著で、かつては「ペンギン文庫」にも入り、単行本でも今日まで版を重ねて、世界の有識者に、スウェーデン式「中道精神」の賢明さを印象づけている。この書の中で著者が最も高く評価している政策が、スウェーデンの協同組合であることも、この著者の眼力の程を偲ばせる。まことにそれは「現代」の福祉社会への歩みの動脈をなしてきたのである。

「近代」の論理は、個人主義でバラバラな人を原点に想定し、それらの個人が「契約」することで社会秩序ができていると考えた。また矛盾するものは両立できない。存在するものは悟性によって合理的と認められるものだけであると割り切った考え方をしていた。

しかし、「近代」に生まれながら、歴史を「現代」の方向にUターンさせるのを推進してきた「協同組合」は、矛盾する両面を相互に媒介し合うような構造に仕組まれて成長してきた。万国共通の協同組合のスローガンは、「1人は万人のために、万人は1人のために」であるが、この句を構成する前半と後半とは形式的には矛盾する。1人は万人のためにサービスするなら、その1人といわれる者は家来で、万人は主人である。そして後半の句ではこれが逆転するのである。明らかに相互矛盾である。しかし、眼を「現代」風に開いた者にとっては、両者は矛盾する故に実相を具現する本物なのである。

「近代」の論理は、「あれか・これか、白か・黒か」である。したがって「消費者か・生産者か」と二者択一を迫ってくる。しかし実在の論理は「あれも・これも」「白でもあり黒でもある」という対立物の相互媒介の形をとる。

たとえば、消費者が協同組合を作り、その組合ではオートミールの生産を始めることになれば、その組合のメンバーは消費者でありかつ（間接的な）生産者となる。それは対立する両面をもっているゆえにもっとも実在的であり、それゆえに今日のインフレに対しても、最も防衛的な装備なのである。

今日、家計を脅かす最大の中心は野菜の値上がりである。それに対して最も防衛的な備えは、消費者も野菜を自分で作るという線である。すなわち「消費者かつ生産者」となることが本来の人間の生き方なのである。

省みれば「近代」はすべてが分業的に一筋道になってしまった時代であった。消費者は野菜を生産しなくて当然と思い、金銭で八百屋より購入するのが当然と思い上げていた片輪だったのである。

OECDが1975年2月10日に発表した加盟先進24か国の消費物価統計によると、74年1年間で、主要先進国中第1位の上昇率を記録したのは日本で24.4%、アメリカは11%、スウェーデンは9.9%で一桁内に留まりえた、という。スウェーデンが一桁を守りえた理由の中心線としては、同国における協同組合の充実・普及を挙げねばならないと思われる。

つぎに住宅政策について見ても、スウェーデンは成功した諸国の上位に入るが、60年代において新築戸数の約3分の1は、住宅協同組合の建てたものであった。

この国の誇るに足る住宅協同組合(HSB)は、もと1923年に借家人が組合を作り、掛金を貯蓄し、そのプールした金^{かね}によって、自らアパートを建築しようと志したものである。HSBとは「借家人貯蓄・建築組合」の略である。ここでも、家屋に関し、借家人という単なる消費者から、同時に生産者でもあるという「現代」的なあり方へのUターンが、協同組合方式を介して行なわれ、それがこの国の住宅政策の基本原則となっているのである。

住宅に関して単なる消費者から生産者への転身は、アパート作りに際して、土地の選定や規模や間取りの設計段階から住宅協同組合のメンバーが参加しうることになる。

さらにHSB団地の特徴は、単なるアパートのみならず、それを包む環境までセットして設計することで、自然や樹木の温存、ショッピング・センターや小学校・図書館・映画館・病院などのほか、大会社の勤め場所まで近くに招致して職住近接を図るなど、「人間性回復」の方向に、環境ぐるみの工夫をこらしている線にも、「近代」を超えて「現代」化へ向う政策の具現を見てとることができよう。

この住宅協同組合による建築戸数は、60年代を通じて着実に伸びてきたが、70年代に入ってからその勢が鈍ってきた。それは、第1に都心部への住宅供給がすでに十分の線に達しはじめたこと。第2にいっそう根本的には、都市人口分散の基本政策に沿うべく、都会アパートから地方小都市作りへ、田舎別荘へと、建設の方向にUターンを起こさせてきたためである。

人口分散の基本国策に沿い、しかも週休二日、夏季4週間の有給休暇を有効に費すためには、勤労者「小屋」別荘を田舎に作る事が、70年代スウェーデン社会政策の「目玉商品」となっている。

なお田舎の別荘作りも、個人中心的に土地の売買をするならば、地価高騰の都市の失敗を田舎に普及する結果に陥る。そこで「現代」風に、片や農業協同組合、こなた住宅協同組合による集団的大規模契約方式をとり、国家と自治体とがそれに保護的な干渉をする余地を残していることが「現代」風のあり方として賢明なのである。

スウェーデンの協同組合法

A Study of the Swedish Law for Economic Societies

研究員 日本大学講師 福田 雅 一

Masakazu Fukuda

1. 協同組合法の沿革

スウェーデンで最初に協同組合を規制する法律ができたのは1895年である。協同組合運動発祥の地イギリスにおいて「産業経済組合法」が制定されたのが1852年であるから、それに遅れること40

年以上、ドイツ(1867年)、オーストリア(1873年)、ハンガリー(1875年)、スイス(1881年)、イタリア(1883年)等にも遅れをとっていたのである。わが国においては、現行の「消費生活協同組合法」(以下「生協法」と呼ぶ。)や「農業協同組合法」(以下「農協法」と呼ぶ。)の前身である

「産業組合法」が明治33年（1900年）に制定されており、協同組合法の歴史としてはスウェーデンとわが国とあまり差がない。

1895年の法律は1911年に廃止されて、新たに経済組合法が制定され、さらに1951年経済組合法へと変遷があり、現在に至っている。1911年の法律と1951年の法律は、いずれも「協同組合法」という表現を使わずに、「経済組合法」と名付けられており、法律の名称こそ同じであるが、その内容はかなり異っている。もっとも大きなちがいは、1911年の法律では利潤追及を主な目的とする企業も「経済組合」として登記できるものとしていたのに反し、1951年の法律では協同組合に限ることとした点である。また、協同組合の合併に関する条文が、1951年経済組合法で新たに盛り込まれたことも注目すべきことである。

現行の経済組合法は、消費協同組合、農業協同組合、酪農協同組合、住宅協同組合など、すべての形態の協同組合に適用される法律であり、いわば協同組合の一般法的な存在となっている。しかし、この法律の適用を除外されている協同組合もあって、慈善事業協同組合、疾病保険協同組合、相互保険協同組合、抵当証券協同組合、住宅金融協同組合、農園協同組合などにはそれぞれ特別法が制定されている。なお、借家人協同組合法という特別法があるが、これは経済組合法で律しきれない事項についてのみ規定したものであって、いふならば経済組合法を補足する法律であるといえる。

2. 協同組合の基本的な性格

(1) 定義

第1条では、「経済組合」を次のように定義づけている。すなわち

「協同組合は、その組合員が消費者または供給者となって経済行為を行ない、あるいは自からの労働力を提供し、あるいはまた組合の役務を利用し、もって組合員の経済的利益の増進を図ることを目的としなければならない。この要件を備えた組合は、協同組合として登記する資格がある。登記した協同組合は、本法の諸規定に従うものとする。」

このように、組合員たる者は、協同組合活動に積極的に参加しなければならない、単に出資金の配当を受け取るだけというのは許されない。

(2) 加入・脱退の自由

協同組合は、原則としてすべての人に門戸を開放していなければならない、という規定が第11条にある。

「協同組合は、何人に対しても、組合員となる権利を拒んではならない。ただし、組合の形態または組合の活動範囲や目的の範囲に関連して、特別の理由があるときは、この限りでない。」

加入自由の原則に対する例外措置は、住宅協同組合、農業協同組合、酪農協同組合等で必要となる場合がある。たとえば、住宅協同組合ではその所有する住宅戸数に見合うように組合員数を制限しなければならず、また農業協同組合における農業機械の共同使用、酪農協同組合における放牧についても同様のことがいえるからである。さらに、協同組合の目的や原理に反対しそうな人物についても、その参加を拒否できるものと解されている。

加入の自由については、わが国の生協法第15条および農協法第20条にほぼ同趣旨の規定がある。

次に、脱退の自由であるが、原則として、組合員は希望すればいつでも協同組合を脱退できることになっている。しかし、組合加入後2年以内の新しい組合員については、定款で脱退の予告を義務づけてもよいことになっている。地方政府当局の許可があれば、組合加入後最高5年以内の組合員までその範囲を広げることができる。脱退の自由に加えられるこの制約は、その他の組合員や協同組合自身の利益をできるだけ重視しようとするものである。

脱退することができるのは事業年度の終了だけであり、予告が必要な場合にはその1カ月前までに意思表示しなければならない。この予告期間は、定款で6カ月まで延長することができる。協同組合を脱退した人は、決算終了後6カ月経ってから、組合の資産状態に応じて、払込済出資金の払戻しや剰余金の割戻しを請求することになる。したがって、脱退予告期間を1カ月とした場合、実際に脱退してから出資金が返還されるまでには、早くも7カ月、遅ければ19カ月もかかるわけである。このような組合脱退に関する規定が、協同組合の債権者やその他の組合員を保護するために設けられていることはいうまでもない。

わが国の生協法では、すべての組合員に脱退予告を義務づけており、しかも予告期間が通常90日、

最高1カ年というように、脱退の自由に対する制約は厳しくなっている。それだけ協同組合の維持、存続を重視しているといえなくもないが、逆にいえばスウェーデンに比べて協同組合の発展が遅れており、基盤の脆弱な組合が多いためその維持、存続を重視せざるをえなかったというのが妥当であろう。

(3) 民主的な運営

第56条は、「組合員は、総会において、各々1個の投票権を有する。但し、定款に別段の定めがあるときは、この限りでない。」と規定し、いわゆる「一人一票主義」の原則を述べている。わが国の生協法では、その第17条で「組合員は、その出資口数の多少にかかわらず、各々1個の議決権及び選挙権を有する。」と規定し、投票権は出資口数と無関係であることをわざわざことわっている。この点は、「一株一個の議決権主義」をとる株式会社と根本的に異なるところである。

ところが、上記第56条では「一人一票主義」の例外も認めている。これは、性格や組織の異なるいろいろな協同組合にこの法律が適用できるようにしてあるためであって、立法者としては協同組合が活動しやすくなるように、できるだけ自主性を与えておこうと考えたのであろう。たとえば、協同組合連合会の場合、組合員数100人の小組合が組合員数10万人の大組合と同じ発言力を持つというのでは、むしろ非民主的な運営になってしまうであろう。わが国の生協法では、第17条但し書きで、「連合会については、会員たる消費生活協同組合の組合員数に基いて、定款で別段の定をすることができる。」と明文化している。

「一人一票主義」の原則はまた「組合員権平等」の原則を表わしており、第20条ではそのことを次のように規定している。

「総会は、特定の組合員のために、他の組合員や組合全体を不利にするような、組合資産の使用その他の取扱いを決定してはならない。但し、定款で認めているときは、この限りでない。」

この「組合員権平等」の原則も協同組合にとって本質的なものであり、それを侵すことができるのは定款に規定がある場合に限定されている。定款は組合員自身の総意に基づいて作成されるものであり、そこに原則を破るような定めがあったとしても、民主的な運営を損うことにはならないからである。

(4) 剰余金割り戻しと出資配当の制限

出資金に対する配当制限の原則と剰余金割り戻しの原則は明文で規定されている。第18条がそれである。

「剰余金の配分は、組合員が組合事業に果たす役割の大きさ又は組合事業の利用分量に応じて、これをなすものとするほか、払込済み出資金に応じてこれをなすときは、年5パーセントをこえてはならない。」

ここでいう「剰余金の配分」は、株式会社などというところの「利益の配当」に相当するが、両者の性格は全く異なるものである。協同組合は利潤追求を目的とするものではなく、組合員のために事業活動は原価をもって行なうことを原則としているので、「利益」という概念が生ずる余地はない。しかし、協同組合といえども事業を運営するうえで人件費等の諸経費がかかるので、その経費を十分賄えるだけのマージンを原価に付加することになり、そうして経費を超過する部分が剰余金となるのである。

剰余金は組合員の積極的な組合事業への参加あるいは利用があってはじめて生ずるものであるから、その割り戻しは事業参加者あるいは利用者への還元としてとらえるべきものである。したがって、法はその還元の程度に制限を設けていないが、出資金に対する配当については年5パーセント以内に制限している。この出資配当の制限は、協同組合への出資が投資ではないところにその根拠を求めることができよう。かといって、出資金に対して全く配当をしなければ、組合員は最小限度の出資しかしなくなるであろうし、それでは協同組合の資本の充実が図れず、事業の拡大も困難となる。そこで、資本に対する正当な報酬として、市中の金利水準を参考に決められたのが5パーセントという線であろう。

ところで、わが国の生協法は、その第2条第1項第5号で「組合の剰余金を割り戻すときは、主として事業の利用分量により、これをなすこと。」と規定し、事業の利用分量による割り戻しを、出資額に応じた配当に優先させるべきことをはっきり述べている。なお、出資配当の制限については、消費生活協同組合法制定当初は年5分以内ということになっていたが、現在は年1割以内ということになっている。これは、わが国における最近の金利水準もさることながら、協同組合の資本充実

が遅れているため、出資にインセンティブを与えるところにねらいがあるものと考えられる。

3. 協同組合の登記

経済組合が協同組合として登記されるためには協同組合的性格をもたねばならないことはもちろんであるが、そのほかに次の二つの条件が必要である。

- ① 組合員が5人以上であること。組合員が登記済みの協同組合で構成されている場合には3組合以上であること。
- ② 経済組合法第6条に規定されている事項が、すべて定款に盛り込まれていること。第6条の規定は次のとおりである。

「協同組合の定款には、次の事項を記載しなければならない。

- 1) 協同組合の名称
- 2) 協同組合の事業目的と事業の種類
- 3) 協同組合の理事会の所在地（スウェーデン国内に限る。）
- 4) 協同組合に参加するための出資金額及びその払込の方法並びに組合員が一口以上の出資をできるか否かに関する規定
- 5) 出資申込の所定額を協同組合へ払込む時期、あるいは特別の決定、出資申込の総額、1組合員当たりの出資最高限度額等による出資割当の時期に関する規定
- 6) 理事と監事の定員、あるいは両者の合計定員の最高限度と最少限度、さらに理事又は監事の代理人を置く場合にはそれに関する規定、理事、監事又は代理人の任期、理事、監事あるいは代理人を本法で定める以外の方法で選出する場合の選挙方法に関する規定
- 7) 第62条によって総代を選出し、当局の認可を受けようとするときは、その選挙方法と任期に関する規定
- 8) 協同組合の事業年度
- 9) 組合員又は総代に対する総会招集その他の通知方法に関する規定（総会招集の場合には一定期間前に通知する規定を含む）
- 10) 剰余金配分の基準及び解散時における組合財産の処分に関する規定」

スウェーデンでは国の登記所がなく、地方政府（länsstyrelserna）が協同組合の登記事務を委任されている。協同組合は地方政府へ登記しては

じめて法人としての権利義務を取得することができる。登記申請書には、組合所在地のほか、理事の氏名（代理人を置く場合はその氏名も）、市民権および住所を記入しなければならない。また、組合代表者の氏名や代表の方法も記入しなければならない。

地方政府は、協同組合が実際に行なう事業活動の監督機関ではなく、協同組合の定款がこの法律で定める登記のための条件を満たしているかどうかを形式的に審査するだけである。しかし、組合員を保護するために、総会を開催させたり、特別の監事を任命したりする権限はもっている。協同組合の法律違反や定款違反は普通裁判所で取扱われることになる。

協同組合の理事や代表者の氏名、住所を知りたいときは、その名簿をだれでも地方政府事務所で見る事ができる。また、協同組合の清算や合併についても、地方政府事務所で知ることができる。

4. 組合員登録

理事会には組合員の登録名簿を常に備えておかなければならない。この組合員登録名簿は公開されるべきものであり、組合員であるか否かを問わず、だれでもそれを見ることができる。そこには、組合員全員の住所、氏名および各組合員の出資額が掲載されることになっている。

5. 協同組合の機関

現行法は、協同組合にそれを管理する機関として、理事会、監事、総会の三つを設けなければならないと規定している。しかし、消費協同組合、農業協同組合、住宅協同組合などのうちで比較的大きな組合に広くみられる管理委員会については規定がない。これは、管理委員会については規定がない。これは、管理委員会の地位や機能が協同組合活動の種類によって非常にちがっており、一つの法律で規制できないからである。したがって、今でも管理委員会を設けている組合は、その組織に関する独自の規定を内規としてもっている。

(1) 理事会

理事会は協同組合の業務執行機関であり、それを構成する理事は3人以上とされている（わが国の生協法および農協法では5人）。理事の任期は総会から総会までとし、その期間は3年以内と決められている。理事会の選挙方法は定款で定めることになっているが、総会によって選任されるのが普通である。しかし、法律上は理事会の全員ま

たは一部をその他の方法で選ぶこともできることになっている。現に、スウェーデンの大きな消費協同組合では管理委員会が理事会を選んでいるところがある。

理事たる者は、スウェーデン国民であって、スウェーデンに居住する組合員に限ると、定款で規定する協同組合が多い。組合員の代理人、法人の組合員、法人組合員の代表者または法人組合員の理事も被選挙権がある。

理事のうち1名が議長となり、必要に応じて理事会を開催する。理事会の定足数は理事総数の半分であるが、定款でそれより多くしているときはそれに従うことになる。また、理事会の決定は多数決によるが、定款でより厳しくしているときはそれ従うことになる。なお、賛否同数の場合は議長裁定によって決することになる。

理事または理事会の権限にはいろいろの制約が加えられている。たとえば、組合が理事と契約する場合にその理事は交渉に参加できないこと、組合の目的に反して組合資産の処分または債務の負担をしてはならないこと、定款または総会による授権がないかぎり不動産の売却または担保提供をしてはならないこと、などがそれである。

理事会は、組合を代表して署名する者、すなわち代表者を選ぶ権限をもっており、理事またはその他の人のなかから1名ないし2名、あるいはそれ以上を選ぶことになる。代表者を選任したときにはその旨を登記しなければならない。理事会はいつでも代表者を解任することができる。理事または代表者に変更があった場合には、理事会議長は遅滞なく変更登記しなければならない。

(2) 監事

監事は、その仕事を進めるうえにおいては公正不偏の立場を守るものとされており、監事が監査することとなる人との間に家族関係や従属関係があって、それにより影響されるようなことがあってはならない。この点について経済組合法は詳細に規定している。すなわち、理事と結婚している者、理事と肉親関係にある者、組合に勤務している者、または組合と雇用契約がなくても組合の帳簿をつけたり組合資産の管理をしている者、これらの者は監事になることができない。また、監事はスウェーデン国内に居住する成年に達したスウェーデン国民でなければならない。さらに、監事には経理事務の経験とか経済情勢についての洞察

力が要求されている。

わが国の協同組合法では、監事の資格条件についてこれだけの細かい規定は見当たらない。わずかに、生協法第31条で「監事は、理事又は組合の使用人と兼ねてはならない。」農協法第32条で「理事は、監事又は組合の使用人と、監事は、理事又は組合の使用人と相兼ねてはならない。」と定めてあるだけである。スウェーデンではそれだけ監事の職務を重視しているといえよう。

監事は総会で選任されることになるが、会計事務所や協同組合連合会の監査部も監事になることができる。

総組合員の10分の1以上の組合員が請求すれば、地方政府は特別の監事を選任することになる。特別監事は、他の監事とともに、組合の業務執行や経理を監査したり、特定の事業や経理処理を検査する。この制度は組合員の少数意見を尊重し、その権利を守るためのものである。

監事は年度毎に報告書を作成することになるが、そのなかには次の事項に関する意見が記載される。

- ① 貸借対照表の確認
- ② その年度における理事会の業務執行
- ③ 理事会が作成した組合の損益処分案

特に最後の事項について、監事は定款に定めたとおりの準備金積立が行なわれているかどうかを注意深く監査することになる。

(3) 総会

総会は、組合における最高の意思決定機関である。組合員は、この総会において、組合事業に参加する権利を行使し、組合運営に関する事項を議決することになる。総会では書記を選任することになるが、その書記が議事内容を記録するのを監督するのは理事会の責任であり、議事録が正確であるかどうかを確認するのは総会議長の役目である。

組合員の投票権について、定款では次のように定めるのが普通である。

- ① 組合員は各々一個の投票権をもつこと。
- ② 組合員の投票権は他の組合員によって代理行使できること。
- ③ 代理人となる組合員は、1人の組合員しか代理することができないこと。
- ④ 総会の議事は、議決権の過半数で決定すること。
- ⑤ 選挙で可否同数のときはくじ引きで決定し、

その他の議事で可否同数のときは議長裁決で決定すること。

もちろん、上記以外の投票権行使や決定方法を定款で定めることも可能である。消費協同組合連合会（KF）加盟の大規模な協同組合にそうした例が多い。なお、上記③に関し、わが国の生協法はその第17条第4項で「代理人は、10人以上の組合員を代理することができない。」と規定し、9人までは代理できていることになっている。

総組合員の10分の1以上の組合員が総会の招集を要請したときは、理事会は臨時総会を招集しなければならない。わが国の生協法および農協法ではこれが5分の1以上となっており、この点でもスウェーデンの方が少数意見をより尊重することになっているといえる。

通常総会は、事業年度終了後6カ月以内に開催しなければならない。総会の通知は、通常総会にあつては2週間前、臨時総会にあつては1週間前までに郵送することになる。わが国の生協法では5日前、農協法では10日前となっている。

多数の組合員をもつ組合あるいは地理的に活動範囲の広い組合では、一度に全組合員が集まるのが困難なため、いわゆる総代によって総会出席権を行使するというのが一般的である。この総代は、組合員の地区集会で選挙され、その任期は3年以内とされている。スウェーデンの消費協同組合では、総代の任期を1年としているところが多い。

総代会は、総会に代わるべきものではあるが、出資金額の引き上げ、手数料の引き上げ、組合員の権利に制限を加えるといった事項については、組合店舗の掲示等で十分周知した後でなければ議決することができない。

6. 理事会の事業報告書

理事会は、事業年度毎に前年度の業務執行に関する報告書を提出しなければならない。この業務運営報告書には、事業報告書、貸借対照表、損益計算書を含むものとする。

事業報告書のなかで、理事会はその年度の剰余金処分または損失処理について提案することになる。剰余金処分については、法律でも細かく規定している。

協同組合の自己資本の充実は、組合員にとっても地域社会にとっても極めて重要なことである。この点については現行法の第17条第1項に規定が

ある。それによると、組合は、前年度からの繰越欠損を填補した後の剰余金のうち、その5%以上を準備金に積立てなければならないことになっている。わが国では、この割合は10%である。

7. 組合員の責任

現行法では、組合員は、出資金全額払込み済みの場合はその金額、全額払込んでない場合は払込み予定も含めた出資金額の範囲内において責任を負うものとされている。いわゆる組合員の有限責任が認められているわけであるが、1911年経済組合法では組合債務について組合員の無限責任を定めていた。当時から存在し、無限責任のもとに事業を継続している組合（非常に数は少ない）については、そのまま旧法が適用されることになっている。

8. 員外利用

スウェーデンの消費協同組合は、組合員以外の者にも販売できることになっている。組合が行なう割戻し金には免税という特典があり、その特典を維持するためには、組合員以外の者に対しても組合員と同じ率で割戻しを行わなければならない。そのかわりに、組合は、その非組合員に対し一定期間内に組合加入の申込をするよう命ずることができる。申込をした者は、たとえその申込が断われたとしても、総会で決まった割戻しを現金で受取ることができる。

わが国の生協法は、第12条第3項で「組合は、組合員以外の者にその事業を利用させることができない。但し、当該行政庁の許可を得た場合は、この限りでない。」と規定し、員外利用を原則として禁止している。さらに、同条第4項は「当該行政庁は、前項但書の許可の申請があつた場合において、組合がその組合員以外の者に物品の供給事業を利用させることによって中小小売商の事業活動に影響を及ぼし、その利益を著しく害するおそれがあると認めるときは、同項但書の許可をしてはならない。」と規定しており、例外的な員外利用も厳しく制約されている。

なお、わが国の農協法は、第10条第6項で「組合は、定款の定めるところにより、組合員以外の者にその施設を利用させることができる。ただし、1事業年度における組合員以外の者の事業の利用分量の額は、当該事業年度における組合員の事業の利用分量の額の5分の1をこえてはならない。」と規定している。

このように、員外利用については、スウェーデンとわが国の間には大きなちがいがあり、わが国

だけに限ってみても協同組合の種類によってその取扱いはまちまちである。

研究会報告

フリッツオン報道官にスウェーデンのマス・メディアの話进行

当研究所では、去る6月19日午後2時より、大使館のフリッツオン報道官 (Press Attaché Mr. Per Fritzson) の「Mass Media in Sweden」の話、同大使館の厚意により、大使館のコンフェレンス・ルームを会場として伺うことができた。

これは、放送文化基金の助成による日瑞放送教育の比較研究の一環として行われたものであり、出席者はNHK放送文化研究所秋山隆志郎主任研究員、松島正儀東京育成園々長、高須裕三当研究所常務理事ほか10名であったが、極めて興味ある

お話に終始し、その後の質疑応答も活発に行われた。

お話の内容は、①新聞の歴史的考察 ②その政治的・社会的考察 ③ラジオ・テレビの現状分析、と三つの角度より考察した後、さらにどのようにスウェーデンの国民が情報を享受しているかの科学的分析までふれられたが、いずれも今後のわが国のマス・メディアの問題を考えるに当って示唆的かつ有益な話であった。

(中嶋博記)

ストックホルム情報

スウェーデンに「日本研究センター」開設

—日瑞文化交流の中心として—

スウェーデン国立ストックホルム大学では、従来あった日本語学科と関連して、日本研究センター (Centret för Japanstudier) を開設することが、スウェーデン政府から正式に発表された。

このセンターでは、日本語の他に、人文、社会、自然科学の三分野にわたる専門的な日本学を学ぶことができる。この9月から活動開始の予定で、専任職員4名(所長、秘書、司書等)の他に、運営理事会の組織をもつ。理事は次の7名である。ストックホルム大学から副学長 Prof. S. Helmfrid (委員長)、Prof. S. Cho、事務局長、R. Lindqvist; さらに前駐日大使 Prof. G. Heckscher (副委員長)、重役 A. Pers、工学技師 N. Hornmark と B. Ringström)。

日本センターの実際運営については、もちろん従来からの日本学科が、主導的に機能を果たすが、これが開始されると、両国間の経済・社会・自然科学関係の学者の交流が行なわれるのは、もちろんであるが、産業界、文化人等、民間の実質的な文化交流のための、かけ橋の役目をも果たし得るであろう。

日本センター開設の計画は、1973年以来、ストックホルム大学の懸案であったが、その計画作成と進行については、日本学科主任教授趙氏 (Prof. Cho) および J・エングバルイ氏 (Mr. Jonas Engberg) に負うところが多い。また国際的な地域社会研究機関として、国立大学に「日本研究センター」をもつのは、ヨーロッパ先進国のなかでも、最初の試みであることを付言しておきたい。

スウェーデンの日本に対する関心の高さは、これによっても推測されるが、さて、日本のスウェーデンに対する関心はどうであろうか。国公私立を合せても、スウェーデン語講座をもっている大学は、まだ極めて少ない。また日本社会発展のために、スウェーデンに学ぶべき点は数多い。日本の大学においても、スウェーデン社会の研究が制度的に開始され、両国文化の交流が、大学間においても早く実現できるように、期待するものである。

(ストックホルム大学にて、
スウェーデン社会研究所評議員・菊池幸子)

最近のスウェーデン経済・社会ニュース

この1年の11%という高い価格上昇 にもかかわらず、消費者支出活発

スカンデナヴィスカ・エーンシルダ銀行 (Skandinaviska Enskilda Banken) がこの3月の報告書でのべた所によれば、スウェーデンの消費者需要は1975年の第4・四半期に大きな力を発揮し、小売の売上は1974年に較べて名目で21%、実質で9%それぞれ上昇した。この数値には、実質で19%以上の上昇を示した自動車及び同燃料の売上が含まれている。

今年の1月の百貨店の売上は、消費者物価が1974年の1月からみて約11%も急上昇しているにも拘らず、消費者全体が消費ムードにあふれている事を示している。

この消費者物価の上昇は、主として特殊な要因による。これ等の要因中、最も重要なものは、農民の収入を産業労働者の賃金と歩調をあわせてのばそうとする政策に起因する食糧費の上昇である。この価格上昇の結果、政府はいくつかの食品について価格凍結を行った。その後、いくらかの上昇はみとめられたものの、今年の数ヶ月は消費者物価指数の上昇はずっとゆっくりとしたものとなる。

この2月には、指数は0.8%上昇し、これは過去12ヶ月でみると10.8%に相当する。これは中央統計局の数値による。さらにこの報告によると、産業界の価格のパターンはこれと大幅に違い、生産者価格は1月でそれまでの12ヶ月間にたったの4%上昇したきりであり、平均の輸出価格も同一であった。これ等のうちで、機械製品の価格は上昇し、一方、紙とボード紙の価格は下落し、そのはばはそれぞれ上下に10%であった。これと同じ期間に、輸入された機械製品の価格は7%上昇し、石油製品はさらに上昇した。これ以外の輸入品のほとんどは安くなった。

経済情勢に関する産業界報告

スウェーデン産業界連盟 (Federation of Swedish Industries) が春の経済報告書でのべている所によれば、工業諸国は全体としては、戦後で最も深刻であった不況から順次回復に向っている

が、スウェーデンはこれまで通りの回復のタイムラグを示して、全産業界が再びブームをむかえるまでには、最低一年以上の日数が必要と思われる。さらに同報告書は、スウェーデン経済の漸減してゆく低下傾向をおさえ、さらにはブームをむかえる為の準備として、四点からなる計画案を提示している。

国内での需要は1976年も昨年比で同一の水準にとどまるものと推定されるが、輸出は5%ふえてゆく。これによってGNPの伸びは1%弱か、1975~76年を合わせて1.5%の伸びとなろう。この結果、失業が増え、この失業率はこの秋までには3%かそれをこえる水準に達しよう。

1977年については、この報告書は輸出は12%ふえ、国内需要は2%ふえるものと予想している。GNPの伸びは3.5%となり、工業生産の伸びは約7%となろう。OECD諸国全体にしてはGNPは今年中に4~5%のび、1977年は7%のびとなろう。

さらにこの報告書は、スウェーデンにおける経済発展は、OECD全体の発展ほどドラマティックなものではないとのべている。これは主として、各企業がその労働力を保持し、在庫をふやす事によって生産を維持した為である。同時に政府部門の雇用は大幅に増大した。しかし、この様な拡大は長期的にみると、経済的均衡に両立するものではない。

四点からなる提案のうちで、同連盟は雇用税が今年の残り分は減額されるか廃止されて、企業が雇用水準を維持できる様にすべきであると提案している。第二の点として、1977年なかば以前に行なわれた投資に対しての免税処置をふやすことによって、工業投資を敏速化すべきである。第三の点としては、一定額までの特別な勘定による貯蓄についての所得税を一時的に免除する事によって、長期的な個人貯蓄を刺激し、これは経済のサイクルを逆転せしめる方策として役立つものと思われる。第四に、連盟は政府部門の雇用の増加率をおくらせる方策がとられることを要求している。これは今年中に着手されるが、完全な効果を発揮するのは1977年中となり、これから生じる好ましくない効果はしかるべき刺激策によって対処できよう。

ご参加のお誘い

福祉社会の流通・生協視察調査団

51年8月15日～8月29日(15日間) 旅行費 ¥669,000
(予定)

1970年代は「消費者の時代」といわれ、大衆消費時代を迎えた消費者は、複雑な消費生活に対応しなければならず、また、世界的なインフレーションが進む中で消費者自らの合理化と同時に、これに対応するべく、流通部門もその方策の選択を消費者以上に迫られているといっても過言ではありません。このような状況の中で、北欧を中心とする自由な経済社会における協同組合と、民間企業との流通分野での公正な競争と共存の関係ををつぶさに調査研究することは、わが国の流通部門が今後の発展を目指すに当って多くの示唆を与えてくれるものと確信いたします。

視察・調査の目的

スウェーデンを中心とする福祉社会において、流通部門が一般消費者にどのように対応しているかを、下記の点に注目しながら、調査研究するため、この視察・調査旅行は企画されました。

- 一、ヨーロッパの生協型消費者運動の展開
- 一、一般の小売業（ボランティアチェーン、オーディナリーチェーン）などの販売戦略
- 一、国および自治体の経済政策が流通部門におよぼしている影響

なお、当調査団では、調査内容の焦点を流通部門にしぼっていますが、経済政策、福祉政策などに興味をお持ちの方々にも当研究所は、前二回（1972年、1975年）の福祉国家調査視察団の経験を生かし、かつ在日スウェーデン大使館のご好意を通じ、ご便宜をお計り致しますので、そういう皆様のご参加をも歓迎致します。

コーディネーター

氏名 経済学博士 内藤英憲
略歴 慶応義塾大学卒業 現在日本大学経済学部教授 社団法人スウェーデン社会研究所理事

業務視察先一覧（予定）

国および都市名	視察先	特色
スウェーデン (ストックホルム) (4泊5日)	1. K F	消費協同組合連合会
	2. テストキッチン	協同組合大学
	3. 図書館	
	4. ボール・ゴルド	
	5. 配送センター	
	6. OBS! DOMUS, KONSUM	
	7. ニュータウン	ストックホルム郊外の ショッピングセンター をもつニュータウン ボランティアチェーン
	8. ICA (イキャ)	民間デパート
	9. NK, ÅHLENS	
	10. EPA TEMPO	
	11. 消費者 オン プズマン	
	12. 卸・小売研究 所	保険協同組合
	13. FOLKSA- M	
	14. HSB	
デンマーク (コペンハーゲン) (3泊4日)	1. F. D. B.	消費協同組合連合会
	2. OBS!	ハイパーマーケット
	3. QUVICK- LY	デパートメントストア
	4. BRUGSE- N	スーパーマーケット
西ドイツ (ハンブルグ) (1泊2日)	1. GEG	消費協同組合卸売連合 会
	2. EDEKA	ボランティアチェーン
フランス (パリ) (2泊3日)	FNCC	消費協同組合連合会
イギリス (マンチェスター) (ロンドン) (3泊4日)	1. イギリス生協 本部	生協運動の発祥地
	2. ロッチデール 生協	
	1. 国際協同組合 連盟	
	2. ロンドン生協	

参加ご希望の方には、詳しいパンフレット（募集案内）をお送り致しますので、当研究所へお問い合わせ下さい。